

益田市介護相談員公募要領

1 介護相談員派遣事業とは

(事業の目的)

この事業は、介護相談員が介護サービス施設等を訪問し、サービス利用者の疑問、不安等の相談に応じ、利用者・事業者間の橋渡しをしながら共に改善を図ることにより、サービスの質の向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とするものです。

2 介護相談員の活動内容

(1) 訪問による相談活動

2人1組で、介護サービス施設等を訪問して、次のような活動を行っていただきます。

- ① 利用者の話を聴き、相談にのる
- ② 施設等における介護サービスの現状を把握する
- ③ 施設等の管理者や従業者と意見交換をする
- ④ 介護サービスの提供について、事業所などに提案する

1回の訪問時間は2時間程度です。1人の相談員が2か所の施設を担当しますので、1か月の活動回数は2回です。(令和6年度活動実績)

活動に際してはプライバシーの保護が義務付けられています。

(2) 益田市高齢者福祉課への活動状況の報告

1か月に1回、「介護相談員活動報告書」を提出していただきます。また、3か月に1回程度開催する「介護相談員連絡会」において、訪問活動の状況を報告し、他の介護相談員や事務局と意見交換を行います。

(3) 研修への参加

島根県福祉人材センターが開催する研修や、介護相談員の資質向上のために開催される研修へ参加していただきます。

(4) 介護サービス相談員養成研修

初めて介護相談員になれる方は、令和8年度に開催される「介護サービス相談員養成研修」の受講が必要です。

※研修受講費等の自己負担はありません。

【介護サービス相談員養成研修の内容(予定)】

- | | | |
|-----------------------|---|-------------|
| ○前期研修4日・後期研修1日(約29時間) | … | 市内(オンライン受講) |
| ○介護施設等訪問実習(約7時間) | … | 市内 |
| ○地域ケア体制のヒアリング(約2時間) | … | 市内 |

3 応募要件と選考方法

(1) 応募要件は、次の①～⑤の要件を満たしていることとします。

- ① この事業に熱意と理解があり、介護相談員として活動可能な方
- ② 益田市民であり、現に益田市に居住している方
- ③ 介護サービス事業所を有する法人に属していない方
- ④ 普通自動車運転免許を所有している方
- ⑤ 「介護サービス相談員養成研修」の受講が可能な方

(2) 介護相談員になることを希望される方は、別紙「益田市介護相談員申込書」に必要事項を記入のうえ、作文（任意様式、800字程度、応募の動機や介護等の経験、介護保険についての意見等）を添付して、**令和7年9月16日（火）まで**に、益田市高齢者福祉課へ提出（郵送可。当日消印有効）をお願いいたします。

【提出先】

〒698-8650 益田市常盤町1番1号 益田市役所高齢者福祉課
8時30分から17時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

(3) 介護相談員の選考は、面接を実施し、選考会議を経て決定します。面接日は文書でお知らせします。

(4) 今回募集する介護相談員は3名です。

(5) 介護相談員としての活動を開始していただくのは、令和9年4月以降になります。

4 介護相談員の任期等

(1) 選考の結果、益田市介護相談員としてお願いする方には、「介護サービス相談員養成研修」を受講していただきます。「介護サービス相談員養成研修」の修了者は、益田市介護相談員として登録し、その期間は3年間としています（特段の事情が生じなければ、継続をお願いさせていただきます）。

(2) 介護相談員の活動に対しての報酬として、事務費込みで1日あたり4,200円及び別途交通費（令和6年度実績）を支給いたします。

5 スケジュール

- (1) 令和7年度 8月～9月 公募
- (2) 令和7年度 10月 面接
- (3) 令和8年度 5月～2月 研修受講等
- (4) 令和9年度 4月 活動開始

益田市役所福祉環境部
高齢者福祉課事業者指導係
〒698-8650 益田市常盤町1番1号
T e l : (0856)31-0218（直通）
F a x : (0856)24-0181
Mail : koreifukushi@city.masuda.lg.jp